

我孫子市監査委員告示 第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

令和3年2月10日

我孫子市監査委員 山口 幹 夫
我孫子市監査委員 豊島 庸 市

令和 2 年度

定期 監 査 報 告 書

我孫子市監査委員

1 監査を執行した監査委員名

山 口 幹 夫
椎 名 幸 雄

2 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査

3 監査の期間

令和2年11月11日から令和2年11月27日まで

4 監査の対象部課

総務部

総務課、文書管理課、情報政策課、秘書広報課、施設管理課

企画財政部

企画課、資産経営課、財政課、課税課、収税課

市民生活部

市民課、市民活動支援課、市民安全課

健康福祉部

社会福祉課、健康づくり支援課、障害福祉支援課、あらかき園
障害者福祉センター、高齢者支援課、国保年金課

子ども部

子ども支援課、保育課、子ども相談課、こども発達センター

環境経済部

手賀沼課、クリーンセンター、商業観光課、企業立地推進課、農政課

建設部

道路課、交通課、下水道課、治水課

都市部

都市計画課、建築住宅課、公園緑地課、市街地整備課

会計課

消防本部

総務課、予防課、警防課、西消防署、東消防署

教育委員会教育総務部

総務課、学校教育課、指導課、教育研究所

教育委員会生涯学習部

生涯学習課、文化・スポーツ課、鳥の博物館、図書館

水道局

経営課、工務課

議会事務局、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局、監査委員事務局

5 監査の範囲

令和2年4月1日から令和2年9月30日までにおける財務に関する事務及びその他の事務の執行

6 監査の方法

監査に当たっては、各所管課から監査資料の提出を求めて事前調査を行ったうえで、事務の執行が各関係法令等の規定に則り、適正かつ効率的に行なわれているかどうかを関係職員からの説明を聴取、又は書面による質疑を行う方法で実施した。なお、監査は、我孫子市監査基準に準拠して実施した。

(1) 監査に当たり特に留意した点

- ア 予算の編成及び執行は適正であるか
- イ 契約の締結及び執行は適正であるか
- ウ 現金等の取り扱い方法について
- エ 債権の管理について
- オ 前回の指摘事項に対する対応及び措置について

(2) 本年度の重点監査事項

随意契約100万円以上の委託料について

7 監査の結果

(1) 総評

監査した限りにおいて、監査の対象となった財務に関する事務の執行等については、重点監査事項を含めておおむね適正に執行されていると認められた。

なお、事務処理上の改善点、又は留意すべき点で軽微なものについては、対象部課に対し、口頭により改善等の措置を促した。しかしながら、前回は行った監査から改善されていない事項が一部見受けられたので、引き続き、改善要望事項として次のとおり取り上げた。

(2) 改善要望事項（継続）

- ア. 切手・金券等の郵券類を取り扱う場合には、文書管理規程に定められた「郵便切手等受払簿」を整備するだけでなく、管理職による帳簿と現物（切手・金券等）との照合を月1回行い、在庫調査の状況が帳簿で確認できるように改善することを望む。
- イ. 納入義務者から現金を徴収したときは、財務規則に定められた「現金取扱簿」を整備するだけでなく、現金取扱者及び確認者が取扱簿で確認できるように改善することを望む。
- ウ. 事業内容が多岐にわたる細節予算については、監査する際、執行状況が分かりにくいことから、今後は、事業内容に応じて適切な予算科目を設定し予算計上することを望む。
- エ. 実施時期が異なる同一内容の工事について、分割発注している事例があったため、今後は一体として執行できる工事は、一括発注した場合の検討を加えるなど、より一層の経済性や効率性等に配慮した事業執行に努められたい。

8 意見

本年度の監査では、重点監査事項を「随意契約100万円以上の委託料について」とし、地方自治法施行令第167条の2第1項に規定する第2号から第9号までの要件に該当する委託業務の契約事務や状況等について監査した。

対象部局からは、監査資料として我孫子市財務規則や随意契約ガイドラインの規定により作成した「見積実施伺い」、「業務仕様書」や「随意契約チェックリスト」などの提出を求め、対象業務における仕様をはじめ、予定価格の設定根拠・参考見積書の依頼件数、見積合わせの状況や一者随契約の理由など契約状況についてヒアリング等を行い、その状況について表1にまとめた。

重点監査事項の対象とした契約事務については、特に不適切な事務の執行は見受けられなかったが、毎年、同一業者と随意契約を行っている傾向がみられた。委託料に限らず、毎年継続して同一業者と随意契約している場合は、業務内容や仕様等について改善の必要性を判断したうえで、他の競争優位性について検討し、公平性や透明性の確保と一層の競争性の向上に努めていただきたい。

また、歳出予算の執行については、年度途中で不用額の発生が明らかになった予算のうち、執行額が確定したものについては、引き続き、やむを得ない場合を除き、早い時期の減額補正を望む。

結びに、職員一人ひとりが、市の厳しい財政状況をしっかり認識し、今後の財務に関する事務及び事務事業に関する事務に当たっては、合规性や正確性はもとより、経済性、効率性及び有効性を意識した事務の執行に努められたい。

「重点監査事項の集計結果」の作成について

1. 「随意契約100万円以上の委託料」に関する調査の契約件数は、1契約を1件として集計することを基本とするものである。
2. 集計表中の「随意契約の適用号」は、地方自治法施行令第167条の2第1項各号に定められた適用号である。
3. 重点監査事項が「随意契約100万円以上の委託料」であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項の各号のうち、適用号第1号と第4号については、調査対象外とする。
4. 報告書6頁から7頁までの各表中の左欄の番号は、本調査の集計ために作成した適用理由の番号であり、「我孫子市随意契約ガイドライン」に定める適用理由の番号と一致しないところもある。
5. 集計表中の各項目の「構成比率(%)」は、小数点第2位を四捨五入しているため、各項目の構成比率の合計が100.0%になるとは限らない。

重点監査事項の集計結果

1. 本年度、定期監査を実施した限りにおいて、重点監査事項とする「随意契約100万円以上の委託料」に関する調査結果については、下表のとおり集計した。

■ 地方自治法施行令第167条の2第1項各号に定める随意契約の状況

部 局 名	随意契約の適用号							契約件数
	2号	3号	5号	6号	7号	8号	9号	
総務部	16							16
企画財政部	3							3
市民生活部	12	1		1				14
健康福祉部	58			3				61
子ども部	13							13
環境経済部	23	5		5				33
建設部	8	4		6				18
都市部	2	4			1			7
消防本部								0
会計課								0
水道局	2							2
議会事務局								0
選挙管理委員会事務局								0
監査委員事務局								0
農業委員会事務局								0
教育総務部	24	4						28
生涯学習部	8	4		1				13
合 計（契約件数）	169	22	0	16	1	0	0	208
構成比率（%）	81.3	10.6		7.7	0.5			100

(注) 随意契約の適用号のうち、第1号と第4号は調査対象外である。

※地方自治法施行令第167条の2第1項各号に定める随意契約の要件

適用号	随意契約の要件
第1号	少額の契約（委託は予定価格が50万円を超えないもの）
第2号	その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき
第3号	特定の施設等から役務の提供を受けるなどの契約をするとき
第4号	新規事業分野の開拓事業者からの新商品の買入契約をするとき
第5号	緊急の必要により競争に付することができないとき
第6号	競争に付することが不利なもの
第7号	時価に対して著しく有利な価格で契約ができる見込みがあるとき
第8号	競争入札に付し入札者又は落札者がいないとき
第9号	競争入札において落札者が契約を締結しないとき

2. 随意契約の適用理由は下表のとおりである。

■随意契約第2号の適用理由

(第2号)その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき		契約 件数	構成 比率(%)
①	国又は地方公共団体との直接契約の場合 (独立行政法人や公益等利益の追求を目的としない団体との契約を含む)	2	1.2
②	企画競争(プロポーザル、コンペ及び提案型公共サービス民営化制度によるもの)	39	23.1
③	訴訟、調定、登記、鑑定、医療、調剤等及び法令等により報酬が定められている業務を委託するとき、又は現に価格競争が成立していない場合	0	0.0
④	市内の医療機関(予防財団等の検診車等含む)で健康診断等を受診できるようにするため、医療機関と締結する健康診断業務等を実施する場合	2	1.2
⑤	医療機関との個別契約を締結する煩雑さを回避するため、医師会、歯科医師会、薬剤師会等と契約を締結する場合	17	10.1
⑥	特定の者でなければ役務を提供することができない場合 (特殊な技術を用いて設計・施工した施設・設備の保守・点検業務の場合等)	33	19.5
⑦	既存の電算システム等を設計又は製作した者(当該システムの特許権、著作権その他排他的権利を有するシステム開発者)にしかできない改造、改良、保守、点検等を実施する場合	28	16.6
⑧	法令等により契約の相手方が特定されている場合	5	3.0
⑨	施設の維持管理において、他の施設と一体的に維持管理しなければ業務上支障が生ずるため、他の施設の維持管理をしているものに委託する場合	5	3.0
⑩	契約の目的を達成するためには、能力その他の複数の条件を満たすことが必要であって、一つ一つの条件については、それを満たすものが複数存在するが、全ての条件を満たすものが1者に特定される場合	10	5.9
⑪	住民や地域団体等と協働で行う事業の推進のため、特定の者を契約の相手方とする場合	13	7.7
⑫	市の政策目的を達成するため公共的団体を契約の相手方とする場合 (JA、生協、商工会議所等の産業経済団体、社会福祉協議会、赤十字社等の厚生社会事業団体、消防団、婦人会、体育・文化協会等の文化事業等の活動を含む)	5	3.0
⑬	市が民間団体と締結している災害応援協定等によるもの	0	0.0
⑭	新聞、雑誌、公共交通機関等への広告掲載又はラジオ、テレビ等への放送を委託する場合	2	1.2
⑮	講演、研究、講座等、特別の能力を目的とする業務を委託する場合	0	0.0
⑯	その他	8	4.7
合 計		169	100.0

■ 随意契約第3号の適用理由

(第3号) 特定の施設等から役務の提供を受けるなど契約をするとき		契約 件数	構成 比率(%)
①	障害者支援施設等と契約する場合	4	18.2
②	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条シルバー人材センター連合若しくはシルバー人材センターと契約する場合	18	81.8
③	母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体と契約する場合	0	0.0
④	認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設と契約する場合	0	0.0
合 計		22	100.0

■ 随意契約第6号の適用理由

(第6号) 競争入札に付することが不利なもの		契約 件数	構成 比率(%)
①	現に契約履行中の者に履行させることにより、履行期間の短縮、経費の削減が担保できる等有利と認められる場合 ・当初予期しなかった事情の変化等により必要となった業務であること ・本体業務と密接に関連する付帯的な業務であること	9	56.3
②	早急に契約しなければ契約する機会を失い、又は、著しく不利な価格をもって契約しなければならないこととなる場合	4	25.0
③	既存の電算システムと密接不可分の関係にあり、同一システム開発者以外の者にプログラムの増設・追加等を履行させると、既存の電算システムの運用に著しく支障が生じるおそれのある場合	0	0.0
④	複合施設の共有部分の清掃業務（第三者発注）等の受注者に専用部分の業務を委託する場合	0	0.0
⑤	施設警備委託等で、競争入札で毎年業者が変わってしまう場合、その都度機械器具の設置・撤去を行うと施設の安全等の維持管理に問題が生じる場合や経費の削減の面で不利となる場合	3	18.8
合 計		16	100.0

■ 随意契約第7号の適用理由

(第7号) 時価に比べて著しく有利な価格をもって契約をすることができる見込みがあるとき		契約 件数	構成 比率(%)
①	特定の施行者が開発したシステム等を利用することにより、競争に付した場合より、著しく有利な価格で契約することができると認められる場合 ※品質・性能等が他と比較して問題なく、かつ、予定価格から勘案しても競争入札に付した場合よりもはるかに有利な価格で契約できるとき	1	100.0
合 計		1	100.0

3. 予定価格の設定根拠及び見積依頼の状況については下表のとおりである。

■ 予定価格の設定根拠（全部局の集計）

予定価格の設定根拠		契約 件数	構成 比率(%)
①	公的な積算基準による原価計算方式	11	5.3
②	取引価格や実勢価格等を調査等による市場価格方式 (参考見積に基づく設定)	137	65.9
③	国又は地方公共団体と契約を締結する場合又は予防財団と契約を締結する場合 で金額等に裁量の余地のないもの	23	11.1
④	その他	37	17.8
合 計		208	100.0

(注) 表中「予定価格の設定根拠」の番号①から④は、本調査用の番号であり、「我孫子市随意契約ガイドライン」の番号とは異なる。

■ 契約に伴う見積書依頼の状況

1) 見積書依頼件数は、下表のとおりである。(全部局の集計)

見積書依頼件数					合 計
1者	2者	3者	4者	なし	
200	4	3	0	1	208

(注) 表中「なし」の1件は、県の認可を受けた事業所に対し、「公定価格」として国が定めた単価を使用している。

2) 見積書依頼件数が1者の理由は、下表のとおりである。

見積書依頼が1者の理由		1者の 件数	構成 比率(%)
①	性質又目的により契約の相手先が特定される。(法令・政策等により相手方が特定される場合(例:医師会等及びまちづくり協議会等と契約する場合で金額に裁量の余地がないもの)、国等との契約)	126	63.0
②	法令等で価格が確定している場合	2	1.0
③	随意契約第3号に該当する場合	22	11.0
④	災害の発生等により緊急をようするもの	3	1.5
⑤	その他	47	23.5
合計		200	100.0

(注) 表中「見積依頼が1者の理由」の番号①から⑤は、本調査用の番号であり、「我孫子市随意契約ガイドライン」の番号とは異なる。

3) 見積書依頼件数が1者の部局別状況は下表のとおりである。

部 局 名	1者の理由					見積書依頼が1者の件数合計
	①	②	③	④	⑤	
総務部	13				3	16
企画財政部	2				1	3
市民生活部	13		1			14
健康福祉部	45			3	13	61
子ども部	10					10
環境経済部	20	2	5		3	30
建設部	10		4		3	17
都市部	3		4			7
水道局	2					2
教育総務部	5		4		18	27
生涯学習部	3		4		6	13
合 計	126	2	22	3	47	200

(注) 表中「1者の理由」の番号は、本報告書の重点監査事項の集計「3の2) 見積書依頼件数が1者の理由」の番号①から⑤を使用している。

4) 「2) 見積書依頼件数が1者の理由」で「⑤その他」47件の随意契約適用号及び適用理由は下表のとおりである。

随意契約適用号	適用理由	件数	構成比率(%)
第2号	②企画競争（プロポーザル、コンペ及び提案型公共サービス民営化制度によるもの）	26	55.3
	⑥特定の者でなければ役務を提供することができない場合	8	17.0
	⑦既存の電算システム等を設計又は製作した者にしかできない改造、改良、保守、点検等	3	6.4
	⑨施設の維持管理において、他の施設と一体的に維持管理しなければ業務上支障が生ずるため、他の施設管理をしているものに委託する場合	1	2.1
	⑩住民や地域団体等と協働で行う事業の推進のため、特定の者を契約の相手方とする場合	2	4.3
	⑫市の政策目的を達成するため公共的団体を契約の相手方とする場合	1	2.1
第6号	①現に契約履行中の者に履行させることにより、履行期間の短縮、経費の削減が確保できる等有利と認められる場合	6	12.8
	合 計	47	100.0

(注) 表中「適用理由」内の番号は、本調査用の番号であり、「随意契約ガイドライン」の番号とは異なる。